

手形・小切手の最終振出期限の設定等について

平素は盛岡信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、政府・金融界・産業界が一丸となって取組んでおります「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた対応として、下記の取扱いを実施させていただきます。

今後も一層サービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 実施内容

(1) 手形・小切手の最終振出期限の設定

最終振出期限：令和8年9月30日（水）

※最終振出期限後に振り出された当金庫の手形・小切手は決済されません。

(2) 他金融機関を支払地とする手形・小切手の入金受付停止

受付終了日：令和8年9月30日（水）

※他金融機関の手形・小切手の入金（手形割引を含む）について受付を終了いたします。

※令和8年10月1日以降は、他金融機関（支払金融機関）への呈示が必要です。

(3) 自己宛小切手の発行終了

発行終了日：令和8年3月31日（火）

※令和8年3月31日（火）を最終期限として、手形・小切手の発行終了をお知らせしていますが、自己宛小切手についても発行を終了いたします。

2. 実施（公表）済みの取り組み

実施している対応内容	実施時期
当座預金の新規口座開設の受付停止	令和7年4月1日
令和9年4月以降を期日または振出日とする手形・小切手の代金取立受付の停止	
払戻請求書による当座預金からの払戻し	
手形・小切手帳の発行受付終了	令和8年3月31日

3. 手形・小切手等に代わるサービスのご案内

当金庫では、手形・小切手に代わる決済サービスとして、電子記録債権（でんさい及びでんさいライト）またはインターネットバンキング等のご利用をご案内しておりますので、お早めに移行をご検討くださいますようお願いいたします。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

・事務部事務集中課

電話番号：019-652-5851



あなたのそばに もっと身近に
盛岡信用金庫

